

釜の現実を一切問わぬまま判決不當である旨

五、五一抗議行動裁判より

去る五月二十五日、辰巳商店との労働争議に際し警察が不当介入したことから起った抗議行動で逮捕・起訴された。くさん、もさんのや一回の公判が午前一時過ぎ大阪地裁で昨日ありました。

いまでもなく釜や山谷でこうした抗議行動が何回も起きるのは人権無視や法律違反が堂々とまかり通っている筈であることは明らかです。たとえ車両がふらふらと石を投げたとしても倅連の胸の中には無意識のうちに怒りが一杯つまっている。それが無意識のうちに石をもたせるのだ。

この公判において田川弁護士は田舎陳述で万博後の不景氣で主婦が減少していること、それに付してセーターは何もなしといふことしかモセーターは賃用法である為めに基準法、厚生法にみて違法な業者を取りしまるーとができるなく、手配師、人夫出しが野放しが、賃金未払いもまだ多くある。又ドヤは旅館業法や建築基準法、消防法にほこんどが違反している。しかも、そのような法律違反を見てみぬ川をしていゝ行政は釜の二ヵうな問題を治安封廻として警察に押して押していゝ。この事が今回の抗議行動の原因であるとして、証

たが、検事はその二つの事は事件と直接関係ないとして拒否しました。又弁護人側が申請した証人を同じ理由で拒否し結局次回公判まで留保というところになりました。
しかしの事は釜の現実と一緒に見る事を叶えて、誤で不当な裁判です。[審文]

しかし検事や判事がいくうそのことを認めまいとしても、事實は事

実である。そのいい例が昨日の府とみ交渉であり、ドヤの事故である。
次回公判はのとんが7月9日、ひこうが9月27日です。今度は皆ご押
しかけて話しのわからぬに皆でわからせてやろうじゃないか。

手配師がいるぢやないんですか!!

けふんじやなんのんですか!!

又して毛詰しのわからん裁判官

なきこの日は二十九日にペクラれたNさん、Tさん、Hさんの裁判が

午前十時、午後2時の2回にわたってありました。

二時から6の審理においては三人に対する弁護士尋問が行われ、その中
で釜の労働者が日頃どのよくな生活をしているか明らかにされました
又証人尋問も行なわれ、西成分会の仲間が証人になって、手配師のビ
ンハネやアヌレの多いことを証言したり、裁判官は「手配師がいろか
らアヌレした者が仕事にいけろんじゃないですか」と自分の無知をさ
うけだした。こんな奴らにやこうを裁けるか。手配師がいたくとも仕
事は労働者を必要としてる。ピーナホ手配師はいらんのや。

公判回程

(五日は大阪府民交があり多くの人が参列する事
は出来ませんでした。このある人はなるべく参列して下さい。)

☆七月八日、一時 Hさん

☆七月九日、一時 Hさん

☆七月十九日、午前一〇時、Hさん、Hさん、Iさん

尚、この日は、判決公判で、そりぞれ懲役一年、六月、八月が
求刑されています。(参加希望者は、法廷で教えます。電話まで下さい。)